

別 表（第 2 条関係）

補 助 事 業 名	高砂西港クレーンリース料助成事業
補 助 事 業 の 目 的	コンテナ貨物についてトラック輸送から海上輸送へのモーダルシフトを行い、高砂西港と阪神港の間の航路維持・充実を図ることを目的とする。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	<p>高砂西港と阪神港の間でコンテナ貨物の海上輸送を行う際に、高砂西港で船舶へのコンテナ貨物の揚げまたは積み時に使用するクレーンをリースする輸送事業者。ただし、下記の条件をすべて満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高砂西港と阪神港との間において年間 4,000TEU 以上のコンテナ海上輸送を行う者</li> <li>2 クレーンの維持管理ができる者</li> <li>3 他の事業者が高砂西港でクレーンの使用をさせることができる者</li> </ol>
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	<p>高砂西港と阪神港の間で実施するコンテナ貨物の海上輸送事業を行う際に、高砂西港で使用するクレーンをリースするために要する経費。ただし、クレーン使用料相当額を控除する。また、補助対象事業者がリースしているクレーンを他の事業者が使用した場合においても、これに相当する使用料を控除する。</p> <p>なお、高砂西港に県営クレーンが設置された場合は、設置日前日までのクレーンをリースするために要する経費を対象とする。</p>
補 助 率	定額
補 助 金 の 額	予算の範囲内の額
適 用 除 外 す る 条 項	
そ の 他 の 事 項	